

令和8年度集団指導

指導・監査の概要

1.指導・監査の目的

介護サービス事業者に対する指導の目的

1. 介護給付等に係るサービス等に関するサービスの質の確保すること
2. 保険給付の適正化を図ること

介護サービス事業者に対する監査の目的

不正等の疑いが発覚した際に、事実関係の的確な把握を行うこと

2. 集団指導

市長が指定、許可の権限を持つ全ての介護保険事業者等を対象に行い、適正なサービスを提供するための事業者に対する必要な情報伝達の間であると位置づけている。

介護保険サービス事業者に対して、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導についての周知の間とする。

3.運営指導

介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な項目及び文書に基づき以下の点を主として実施する。

1. 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質(施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む)に関する指導

2. 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導(ウに関するものを除く。)

3. 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

4.運営指導周期

運営指導周期

○3年に1回以上

- ・居住系サービス(特定施設、地密特定施設、GH)
- ・施設サービス(介護老人福祉施設、老人保健施設、介護医療院、地密介護老人福祉施設)

○指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上

- ・上記サービス以外

運営指導に係る日程調整

運営指導実施日については、事業所へ個別に連絡を行い、日程調整を行う。
想定する実施日の1か月前を目安に連絡する。

5.監査について

運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、監査に移行し、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

1. 国県知事及び市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
2. 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
3. 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
4. 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

6.指定基準違反等が認められた場合

指定基準違反等が認められた場合には、勧告、命令又は指定の取消等の規定に基づき、行政上の措置を行う。

【他行政での主な行政処分事由(一例)】

1. サービス提供記録の偽造、不正請求

➡全部効力の停止

2. 人員基準欠如、不正請求

➡全部効力の停止

3. 多数の運営基準違反、不正請求

➡指定取消

4. 乱暴な介護、暴言、介護放棄等の人格尊重義務違反

➡指定取消

5. 人員基準欠如にもかかわらず不正な手段による指定

➡全部効力の停止

7.改善指導

事業者	①事案発生 ②報告	③運営指導		⑥改善計画書の提出	⑦自主モニタリング・報告	⑧市モニタリング		
市			④虐待有無の判定 ⑤指導事項の提示				⑨終結の判定	⑩終結又は延長
期間	速やかに	数日から数か月	1か月程度	1か月程度	6か月以上		2週間程度	

運営指導における主な指摘事項

運営指導の主な指摘事項

- ①和光市の苦情相談窓口は、長寿支援担当「048-424-9138」
他の自治体等についてもご確認ください。
- ②研修・委員会の実施記録の整備
開催した結果の記録を残してください。
職員の回覧状況についても管理してください。

運営指導の主な指摘事項

- ③契約書等の書類のサイン・押印、日付
必要なサイン・押印、日付の記入は事業者側・利用者側ともに徹底してください。
- ④重要事項説明書等に記載する利用料・単位数
制度改正に応じて、正確な情報を掲載してください。

運営指導の主な指摘事項

⑤ハラスメント防止

指針、対策マニュアルを策定してください。

運営指導の主な指摘事項

埼玉県HP ⇒ 健康・福祉 ⇒ 高齢者福祉 ⇒ さいたま介護ネット

⇒ 事業者の方、介護職・専門職の方向け情報 ⇒ 各種申請・手続きについて

⇒ 介護サービス事業者指導について（自主点検表・集団指導）⇒ 介護サービス事業者
集団指導（WEB開催）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0606/jigyoushashidou/0205shyuudannsidou-haihuyotei.html>

令和6年度介護報酬改定 (8年度末終了する経過措置)

令和6年度介護報酬改定において8年度末に終了する経過措置

1. 高齢者施設等における協力医療機関との連携

次の3要件を満たす協力医療機関を定めることが義務付けされる

①急変時において、医師または看護職員が常時相談対応できる体制がある

②診療の求めがあった場合、常時診療を行える体制がある

③入院が必要と認められた場合、原則として入院を受け入れる体制がある

令和6年度介護報酬改定において8年度末に終了する経過措置

2. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会**を設置しなければならない。

令和6年度介護報酬改定において8年度末に終了する経過措置

3. 高齢者施設等における「口腔衛生管理」の強化

入居者の口腔の健康状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

①歯科医師または歯科医師の助言を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う。

②入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する、定期的に当該計画を見直す

令和6年度介護報酬改定において8年度末に終了する経過措置

4. 主任介護支援専門員管理者の配置

居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。

経過措置期間終了後は主任介護支援専門員を配置しなければならない。

令和6年度介護報酬改定において8年度末に終了する経過措置

まとめ

令和8年度末の経過措置期間が終了する

虐待の防止について

1.虐待防止措置の完全義務化

令和6年度介護報酬改定等により、介護サービス事業所において以下の4項目の実施が義務化されています。

①虐待防止委員会の定期開催とその結果の周知

②虐待防止のための指針の整備

③職員に対する定期的な研修の実施

④虐待防止に関する担当者の設置

2.「要介護施設従業者等」の定義と虐待の5類型

高齢者虐待防止法において、対象となる従業者と虐待の定義は以下のとおり規定されています。

■「要介護施設従業者等」とは

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの「入所施設」だけでなく、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所など、全ての介護保険サービス・老人福祉サービスの業務に従事する職員を指します。（管理者、派遣、パート・アルバイト等の雇用形態を問いません）

2.「要介護施設従業者等」の定義と虐待の5類型

■高齢者虐待の5類型

区分	定義と具体例
身体的虐待	身体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (例：叩く、つねる、無理やり口に食事を入れる、不当な身体拘束など)
心理的虐待	著しい外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (例：怒鳴る、無視する、子ども扱いする、排泄の失敗を嘲笑するなど)
介護等放棄 (ネグレクト)	著しい減食や長時間の放置、他の者による虐待行為の放置など。 (例：必要な水分・食事を与えない、ナースコールを放置する、汚れたおむつを放置するなど)
経済的虐待	本人の財産を不当に処分する、不当に財産上の利益を得ること。 (例：年金や預貯金を勝手に引き出して使う、金品を持ち去るなど)
性的虐待	わいせつな行為をすること、またはさせること。 (例：排泄や入浴介助等における不必要な身体的接触、わいせつな言葉をかけるなど)

3. 事業所に求められる「具体的な防止体制」と予防策

義務化項目を形骸化させず、実効性のある体制を築くことが求められます。

委員会・研修の活性化

書類上の開催で終わらせず、全職員に周知する。

チームケアの徹底

困難ケースを一人の職員に抱え込ませず、組織として対応策を検討する。

職員のストレスマネジメント

管理者は現場のSOSを拾い、相談しやすい風通しの良い環境を作る。

4.「施設従事者等における高齢者虐待」の現状

■埼玉県内の現状（令和6年度：要介護施設従業者等による虐待）

- ・相談・通報件数：239件（前年度比84件減）
- ・事実認定件数：66件（前年度比9件減）
- ・【虐待の種別】1位：心理的虐待（38件）/2位：身体的虐待（36件）/3位：ネグレクト（17件）※重複あり

■和光市内の現状（令和6年度・令和7年度：要介護施設従業者等による虐待）

- ・相談・通報件数：3件（令和6年度）、2件（令和7年度）
- ・事実認定件数：0件（令和6年度）、1件（令和7年度）

5. 日常に潜む「不適切ケア(グレーゾーン)」

施設内虐待の背景には、日常の無意識な「不適切ケア（グレーゾーン）」が多数潜んでいます。

- ・スピーチロック：「ちょっとまって」「動かないで」
- ・自尊心を傷つける対応：子ども扱い、ため口での会話
- ・無視・放置：ナースコールの後回し、話しかけられても応じない

6.根拠法令と「通報義務」

確証がなくても「疑い」の段階での通報が義務付けられています。

【要介護施設従業者等による高齢者虐待に係る通報等】

（高齢者虐待防止法第21条第1項）

要介護施設事業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

【通報者の保護】（同法第21条第7項）

通報又は届出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

7.相談・通報窓口

和光市の窓口

担当課：和光市 長寿あんしん課 長寿支援担当

- ・ 直通電話：048-424-9138
（受付時間：平日 9：00～16：30）

② 埼玉県 の 共通窓口

- ・ 埼玉県虐待通報ダイヤル：#7171 （24時間365日受付）
- ・ ※ひかり電話、IP 電話、ダイヤル回線を利用の場合
0120-80-7171
- ・ ※上記どちらもつながらない場合は
048-762-7533（有料）

③ 和光市地域包括支援センター

（※参考：介護サービスに関する一般的な苦情等の相談先）

- ・ 埼玉県国保連合会 介護サービス苦情相談窓口
（電話：048-824-2568）

アンケートのお願い

アンケートの回答をもって集団指導への出席とさせていただきます。

1 事業所に 2 以上のサービスを運営している場合などはサービスごとに回答してください。

介護予防サービス事業（介護予防支援を除く）については介護サービスと同一の回答としていただいて結構です。

例)

居宅介護支援と訪問介護
を運営



居宅介護支援としての回答と訪問
介護としての回答の両方が必要。

訪問看護と介護予防訪問
看護を運営



訪問看護のみの回答。